

市で行っている予防接種

※予防接種は受託医療機関で実施しています
(P20～P26 受託医療機関名一覧)

こどもの予防接種

- 実施時期：通年
- 接種料金：八戸市民で対象年齢に該当する方は無料です。(定められた接種間隔から外れた場合は有料)
- ※標準的な接種間隔を掲載しています。詳細は、出生の際に交付している「予診票綴り」または市ホームページを御確認の上、接種してください。

	対象疾病	対象年齢	接種方法及び実施回数	
個別接種	ロタ ※1価ワクチン又は5価ワクチンのどちらかを接種	1価ワクチン 生後6週0日～24週0日 5価ワクチン 生後6週0日～32週0日	初回を14週6日までに接種。27日以上の間隔で、2回経口接種 初回を14週6日までに接種。27日以上の間隔で、3回経口接種	
	B型肝炎	1歳未満	皮下接種3回。初回から27日以上の間隔で1回接種後、初回から139日以上の間隔で1回	
	BCG(結核)	1歳未満	経皮接種1回	
	小児用肺炎球菌	生後2か月～60か月(5歳)未満 (接種開始年齢により接種回数が異なります。)	接種開始年齢：生後2～6か月	初回：27日以上の間隔で筋肉内又は皮下注射3回(生後1歳に至るまでに接種) 追加：初回(3回)終了後、60日以上の間隔で生後12か月以降に1回
			// : 生後7～11か月	初回：27日以上の間隔で2回(生後2歳に至るまでに接種) 追加：初回(2回)終了後、60日以上の間隔で生後12か月以降に1回
			// : 生後12～23か月	60日以上の間隔で2回
			// : 生後24～60か月	1回
	五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) ※四種混合・ヒブの未接種者は医療機関へ要相談	1期初回：生後2か月～90か月(7歳6か月)未満	20日以上の間隔で皮下又は筋肉内注射3回	
		1期追加：生後2か月～90か月(7歳6か月)未満	1期初回(3回)終了後、6か月～1年半未満の間隔を置いて1回	
	麻しん・風しん(混合)	第1期：生後1歳～2歳未満	皮下注射1回	
		第2期：小学校へ入学する前年の4月1日から入学する前月の3月31日まで	//	
	水痘(水ぼうそう)	生後1歳～3歳未満	6か月～12か月未満の間隔で皮下注射2回 ※水痘にかかった方は対象外です。	
	日本脳炎	1期初回：生後6か月～90か月(7歳6か月)未満 ※標準の接種年齢は3歳	6日以上の間隔で皮下注射2回	
		1期追加：生後6か月～90か月(7歳6か月)未満 ※標準の接種年齢は4歳	1期初回(2回)終了後、6か月以上(おおむね1年)を経過した時期に1回	
2期：9歳～13歳未満		1回		
	◇特例対象者：平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の人	不足分を20歳未満の時に無料で接種できます。		
二種混合(ジフテリア・破傷風)	小学校6年生で、三種混合又は四種混合を3～4回接種している人	皮下注射1回		
ヒトパピローマウイルス(HPV)子宮頸がん	小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女性	筋肉内注射2～3回(※接種する年齢によって接種間隔や回数が異なります。)		
RSウイルス(母子免疫) ※令和8年4月1日開始	妊娠28～36週の妊婦 ※出生児の感染を予防するものです。	筋肉内注射1回		

高齢者のインフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症予防接種

- 実施時期
 - ・インフルエンザ（10月20日～12月20日）
 - ・新型コロナウイルス感染症（10月～1月）
- ※詳細は「広報はちのへ10月号」に掲載

	対象疾病	対象年齢	接種方法及び実施回数	接種料金
個別接種	インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ●満65歳以上の ●満60歳以上65歳未満で対象となるのは、次の①～④のいずれかの障がいにより、日常生活が極度に制限される人（身体障害者手帳1級相当） 	皮下注射1回 ※使用ワクチンによっては筋肉内注射1回	<p>開始までに広報やホームページ等でお知らせします。</p> <p>【自己負担免除申請について】 対象年齢の方で、次のいずれかに当てはまる方は、自己負担が免除されます。</p> <p>①生活保護世帯 9月末ごろ、無料で接種できる専用の予診票を郵送します。（65歳以上）</p> <p>②市民税非課税世帯 事前の申請により無料で接種できます。 申請場所：保健予防課（総合保健センター内）、南郷事務所、各市民サービスセンター</p>
	新型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ①心臓機能障害 ②じん臓機能障害 ③呼吸器機能障害 ④ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 	筋肉内注射1回	

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

- 接種期間：65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日まで

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、対象となる年齢で、生涯1回限り受けられるものです。対象者には65歳の誕生日の翌月に予診票を送付します。
※対象となる年齢以外の方が接種する場合は、任意接種となり、接種費用は全額自己負担になります。

	対象疾病	対象年齢	接種方法及び実施回数	接種料金
個別接種	肺炎球菌 ※過去に1度も接種したことがない方が対象になります。	<p>次のいずれかに該当する方で、過去に一度も接種したことがない方が対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満65歳の ●60歳以上65歳未満で、次の①～④のいずれかの障がいにより、日常生活が極度に制限される人（身体障害者手帳1級相当） 	筋肉内注射1回	<p>個別通知やホームページ等でお知らせします。</p> <p>【自己負担免除申請について】 対象年齢の方で、生活保護世帯又は市民税非課税世帯の方は、事前の申請により無料で接種することができます。 申請場所：保健予防課（総合保健センター内）、南郷事務所、各市民サービスセンター</p>

高齢者带状疱疹ワクチン予防接種

- 接種期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和7年度から開始した定期接種で、65歳の方を対象に带状疱疹予防接種の助成を行います。令和11年度までは経過措置として、70歳から5歳刻みの年齢の方も対象となります。带状疱疹に罹ったことがある方も接種することができます。対象者には4月に個別通知します。
※対象となる年齢以外の方が接種する場合は、任意接種となり、接種費用は全額自己負担になります。

	対象疾病	対象年齢	接種方法及び実施回数	接種料金等
個別接種	带状疱疹 ※過去に1度も接種したことがない方が対象になります。	<p>次のいずれかに該当する方で、過去に接種したことがない方が対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度中に、65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人 ●60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により、日常生活が極度に制限される人 <p>※不活化ワクチンを任意接種で1回接種済みの場合は、残り1回を定期接種として接種することができます。</p>	<p>どちらか1種類を選択</p> <p>【生ワクチン】 1回皮下に注射</p> <p>【不活化ワクチン】 2か月以上の間隔で2回筋肉内に注射。</p>	個別通知やホームページ等でお知らせします。